

特記仕様書

- 業務名： 南部中核拠点 測量業務委託（市道中富貴線他）
- 工事番号： 第1-委-5号
- 路線・河川名： 市道中富貴線他
- 委託箇所： 五條市大野町他

第1条 適用について

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「測量業務共通仕様書（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」及び、「国土交通省公共測量作業規程及び同運用基準」、「奈良県公共測量作業規程」（以下「共通仕様書等」という。）によるものとする。

第2条 業務目的

市道中富貴線、市道丹原火打線及び市道大野6号線において、路線測量を実施し、道路詳細設計に必要な基礎資料を作成すること、また南部中核拠点内において、現地測量及び路線測量を実施し、造成設計に必要な基礎資料を作成することを目的とする。

第3条 関連業務

本業務に並行して実施する関連業務は、以下に示すとおりである。

- ・南部中核拠点 道路詳細設計業務委託
令和8年5月（公告予定）

第4条 打合せ等

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ4回、成果品納入時の計6回を行うものとする。なお、業務着手時又は業務計画書作成時及び業務完了時には原則として主任技術者が立会うものとする。各回の打ち合わせ完了時には、その結果に基づいて受注者が共通仕様書に定める書面（打合せ記録簿）に速やかに記録し、相互に確認しなければならない。

第5条 土地への立ち入り等

業務にあたり、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、自己の身分証明書を携帯して、業務にあたるものとする。身分証明書は、土地の所有者、その他関係者からの請求があったときは、これを提示するものとする。業務の実施に伴う植物の伐採、かき、さく等の除去又は、土地もしくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

第6条 電子納品及び成果品の提出について

（電子納品）

本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、測量、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省が策定した「土木設計業務等の電子納品要領（案）」、「測量成果電子納品要領（案）」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品運用ガイドライン（案）」（以下、これらを総称して「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名または押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議すること。

（成果品の提出）

成果品は「要領」に基づいて作成した電子データを従来方式の原稿に代わるものとして電子記憶媒体（CD-R 等）に納め 3 部提出するとともに製本版 1 部（報告書（簡易製本） 1 部、図面（A3 縮小版） 1 部）を納品するものとする。

「要領」で特に記載がない項目については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

（検定）

測量機械器具の検定

本業務に使用する機械の検定については、（社）日本測量技術センターが実施し発行する証明書を成果品に添付して提出するものとする。これによれない場合は、受注者自身が別に定める検定要領により検定を行いその記録を提出するものとする。

第 7 条 履行報告

（業務履行報告書の提出）

受注者は、業務打合せ簿（報告事項）として、業務計画に示した計画工程表等に実施工程を上書きで示し、進捗率を明記したうえで前月の進捗状況を翌月月初めに監督職員に提出するものとする。

また、週間工程表については、監督職員が指示した場合のみ作成することとし、翌週の実施内容を前週末までに監督職員に提出するものとする。

第 8 条 情報共有システムの利用

本業務で、ASP 方式の情報共有システムの利用を希望する場合は、情報共有システム利用に係る協議書を監督職員に提出し、利用の同意を得ることとする。

- （1）使用するシステムは、監督職員と協議の上、国土交通省が示す「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」に準拠しているシステム事業者を受注者が選択する。
- （2）システム利用に係る一切の費用は直接経費率計上分に含まれるものとする。システム利用登録や利用料支払等の手続きは受注者とシステム事業者が直接行うこととする。
- （3）業務完成までに、情報共有システム利用に関するアンケートを提出することとする。

第 9 条 その他特記事項

- 1) 業務期間中、現道上で交通危害の恐れがある場合は、保安要員、保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。
- 2) 並行して実施する関連業務の受注者との協議を必要に応じて行うこと。
- 3) 成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。